

令和3年 第6回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年3月18日（木）

午後3時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第6回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後3時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	
5 会議の議案	<p>第1号 登録の移替えの延期を定めることについて</p> <p>第2号 選挙時登録の登録日等を定めることについて</p> <p>第3号 開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて</p> <p>第4号 選挙会の場所及び日時を定めることについて</p> <p>第5号 投票所の決定について</p> <p>第6号 期日前投票所の決定について</p> <p>第7号 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について</p> <p>第8号 投票用紙の様式を定めることについて</p> <p>第9号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第10号 専決処分の承認を求めることについて（期日前投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任）</p> <p>第11号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任）</p> <p>第12号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第13号 専決処分の承認を求めることについて（期日前投票所の投票立会人の解任及び選任）</p> <p>第14号 専決処分の承認を求めることについて（投票所の投票立会人の解任及び選任）</p>	
6 閉会時刻	午後4時00分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第6回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p> <p>議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移し替えを次の期間延期する。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が市内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、登録の移替えを行うこととされておりますが、同条ただし書きの規定により、任期満了による選挙の場合、その任期の終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間、登録の移替えを延期することができるとされております。 つきましては、議案のとおり登録の移替えを延期したとするものです。 なお、本件は、直ちに告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>次に、議案第2号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日、登録日を次のとおり定める。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙を行う場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日により、選挙人名簿に登録しなければならないとされております。 つきましては、議案のとおり、登録の基準日及び登録日を定めたいとするものです。 なお、本件は、直ちに告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙の選挙会場において、開票事務と選挙会事務を併せて行う。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>公職選挙法第79条第1項の規定により、選挙会と開票区の区域が同一である場合には、開票事務は選挙会場において、選挙会の事務に併せて行うことができるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、開票事務と選挙会事務を併せて行いたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第77条第1項の規定により、選挙会は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の指定した場所で開くとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、選挙会の場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「投票所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における投票所を次のとおり定める。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第39条の規定により、投票所は市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされております。 つきましては、別紙のとおり38か所として定めたいとするものです。 なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「投票所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「期日前投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「期日前投票所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における期日前投票所を次のとおり定める。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けるとされております。</p> <p>つきましては、市役所のほか、3か所の商業施設に設置し、期間は4か所ともに告示日の翌日から選挙期日の前日までの6日間とするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第6号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第6号「期日前投票所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所の数が二以上である場合は、いずれか一以上の期日前投票所を午前8時30分から午後8時まで開き、その他の期日前投票所については、2時間以内の範囲</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>内において開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げできることとなっております。</p> <p>つきましては、市役所を午前8時30分から午後8時までとし、3か所の商業施設は、開く時間を1時間30分繰り下げ、午前10時から午後8時までとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第7号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第8号「投票用紙の様式を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第8号「投票用紙の様式を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第45条第2項の規定により、投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとされております。</p> <p>つきましては、八千代市公職選挙法令執行規程第3条の第1号様式及び八千代市記号式投票に関する規程第2条の第1号様式に準じて定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第8号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第8号「投票用紙の様式を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 本日、追加議案が6件ございます。追加議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。お諮りいたします。 議案の追加につきましては、緊急を要しますことから、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、会議に付議されたものとして、本日の委員会日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p>
周郷委員長	<p>議案第9号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第9号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求めます。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>投票所の投票立会人の解任及び選任することについて 令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり解任し選任する。 令和3年3月9日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にごございます投票所の投票立会人から、やむを得ない事情から立ち会うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第9号について質疑を行います。

発言者	発 言 要 旨
	質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>期日前投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任することについて 令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者を解任及び選任することについて、次のとおり解任し選任する。 令和3年3月10日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にございます期日前投票所の投票管理者職務代理者から、やむを得ない事情から職務を行うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第10号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票管理者職務代理者を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。 令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>投票所の投票管理者職務代理者の解任及び選任について 令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票管理者職務代理者を次のとおり解任し選任する。 令和3年3月10日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にごございます投票所の投票管理者職務代理者から、やむを得ない事情から職務を行うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第11号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>投票所の投票立会人の解任及び選任することについて 令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり解任し選任する。</p> <p>令和3年3月10日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にございます投票所の投票立会人から、やむを得ない事情から立ち会うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第12号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第13号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>期日前投票所の投票立会人の解任及び選任することについて</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり解任し選任する。</p> <p>令和3年3月15日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にございます期日前投票所の投票立会人から、やむを得ない事情から立ち会うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第13号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第14号「専決処分の承認を求めることについて」令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり専決処分したので承認を求める。</p> <p>令和3年3月18日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>投票所の投票立会人の解任及び選任することについて 令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙における投票所の投票立会人を解任及び選任することについて、次のとおり解任し選任する。</p> <p>令和3年3月17日専決 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>議案にございます投票所の投票立会人から、やむを得ない事情か</p>

発言者	発 言 要 旨
	ら立ち会うことができない旨の申し出がございましたので、新たに選任いたしたいとするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第14号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
各 委 員	特になし
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	特になし
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第6回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。